

## “未来の環”京力隊制度設置要領

### (目的)

- 1 京都丹波において、京都府南丹保健所（以下「保健所」という。）が実施する環境協働事業（以下「協働事業」という。）に取り組み、地域の環境活動に大きく貢献した者に対して、その事業への評価と周知を行うことで、継続的な地域の環境活動等の推進を図ることを目的として“未来の環”京力隊制度を設置する。

### (対象者)

- 2 原則として営利を目的としない団体又はグループ（以下「団体等」という。）とする。

### (対象となる協働事業)

- 3 保健所管内の地域において、本目的に沿うすぐれた環境保全活動等のうち、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 環境教育
  - (2) 環境情報発信
  - (3) 環境美化
  - (4) 自然環境
  - (5) その他

### (募集等)

- 4 協働事業の募集に当たっては、あらかじめその事業及びその事業に求める要件を保健所のホームページ等により公表する。

### (申込手続)

- 5 募集した協働事業への参加を希望する団体等は、別途定める手続により保健所環境衛生室あてに応募するものとする。

### (審査等)

- 6 協働事業に応募があった場合は、別途定める要件に関する審査を行い、当該団体等を“未来の環”京力隊に選定する。

### (事業の実施)

- 7 協働事業の実施に当たっては、その具体的な内容について保健所環境衛生室と協議し

て実施するものとする。

(事業評価書)

- 8 協働事業が完了等したときは、その事業の評価を行い、“未来の環”京力隊に対して事業評価書を交付することができる。(様式1)

(周知)

- 9 選定した者の承諾がある場合は、協働事業の概要及び実績等を保健所のホームページ等により周知する。

(適用時期)

- 10 この要領は、平成28年10月1日から適用する。